

企画提案仕様書

1 委託件名

脱炭素ビジネス成長支援プログラム業務委託

2 事業実施の背景・目的

カーボンニュートラルへの世界的な意識の高まりで、拡大する脱炭素市場は中小企業に大きなチャンスとなっている。

本事業は、先駆的に脱炭素に取り組む市内中小企業の販路拡大と、脱炭素分野に関心の高い人材の確保・定着を一体的に支援することで、同業他社との差別化や競争力強化を図り、持続的な成長と脱炭素ビジネスをけん引するロールモデルの創出を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業概要

- (1) 啓発
- (2) 支援企業の募集および選定
- (3) 商品の環境価値向上支援
- (4) 販路拡大支援
- (5) 人材の確保・定着支援
- (6) 優良事例の共有

本事業では、(3)～(5)に定める支援メニューの対象となる企業として、10社以上を想定する。ただし、後述する各支援メニュー（CFP算定、展示会出展、ビジネスマッチング、人材の確保・定着等）については、事業の目的や効果を踏まえ、必ずしも支援企業が全てのメニューに参加することを前提としない。

※事業のイメージ図



5 委託業務

(1) 啓発

○ ワークショップの企画、運営

【開催回数】 1回以上

【参加社数】 20社以上

- ・参加企業が自社の取組課題を整理し、脱炭素分野での効果的な事業展開を検討できるよう、ワーク形式等の実践的手法を企画・提案すること。
- ・参加企業の募集に係る効果的な広報手段について提案すること。
- ・ワークショップは、集合型またはオンライン開催のいずれでも可とする。
- ・企画、運営の詳細については、福岡市と協議のうえ決定すること。

(2) 支援企業の募集および選定

【選定企業数】 10社以上

【支援対象】

- ・福岡市内に事業所を有し、先駆的に脱炭素に取り組む中小企業を対象とする。
- ・複数社が連携した団体(例:協同組合、任意団体等)も対象とする。
ただし、団体の場合は1社としてカウントし、代表企業は福岡市内に事業所を有する中小企業とする。

【募集・選定方法】

- ・ワークショップへの参加の有無にかかわらず応募可能とする。
- ・支援企業の募集受付は委託事業者が実施するものとし、選定にあたっては、あらかじめ定めた審査基準により福岡市と共同で審査を行うこととする。
- ・環境認証の取得や表彰等の客観的な実績に加え、脱炭素に資する商品・サービスの内容、今後の取組みの発展性等を総合的に勘案して選定することができる審査基準を提案すること。
- ・募集および選定の詳細については、福岡市と協議のうえ決定すること。

(3) 商品の環境価値向上支援

① CFP(カーボンフットプリント)の算定・活用支援

【支援社数】 5社以上

- ・商品・サービスのCO₂排出量を定量的に把握・可視化するため、国際規格や国内外の関連ガイドラインに準拠した算定手法を提案すること。
- ・支援企業が円滑に算定作業を実施できるよう、データ収集方法、算定範囲、算定ツールの活用等について、実務上の負担軽減および利便性を考慮した算定プロセスを提案すること。
- ・算定結果に応じた、排出量削減に向けた改善策の提案や、環境価値の訴求によるブランド化・営業戦略への活用等の支援内容を提案すること。
- ・支援企業に対して一部費用負担を求めるか否かは委託事業者の判断とし、費用負担を求める場合においても、支援企業が参加しやすい金額設定とするとともに、想定する費用負担額について、具体的に提案すること。
- ・支援の詳細については、福岡市と協議のうえ決定すること。

② その他

- ・①以外にも、商品の環境価値向上に資する効果的な取組みについて、予算の範囲内で提案すること。

(4) 販路拡大支援

① 展示会出展の企画、運営

【展示会出展】1回以上

【支援社数】5社以上

- ・支援企業の販路拡大につながる幅広い業種の来場者が見込まれる、主要都市で開催される展示会を提案すること。
- ・福岡市の集合ブースとして出展するものとし、出展料、ブース設営費、装飾費、備品レンタル費、運営に係る諸経費等、出展に必要な費用は本委託費により負担すること。
- ・出展企業に対して一部費用負担を求めるか否かは委託事業者の判断とし、費用負担を求める場合においても、出展企業が参加しやすい金額設定とするとともに、想定する費用負担額について、具体的に提案すること。
- ・各出展企業について、1社あたり4㎡以上の展示スペースを確保すること。

【展示会出展に係る業務】

ア ブースの装飾

- ・来場者や他の出展者に対して、支援企業のブランド力向上や福岡市のプレゼンス向上に繋がるブースづくりに努めること。
- ・各出展者の社名看板を作成すること。
- ・必要な機材をレンタルすること。
- ・ブース内のレイアウト検討・調整を行うこと。

イ 展示会事務局や出展者との連絡調整

- ・ブースに関する展示会事務局や出展者との連絡調整を行うこと。
- ・出展者説明会を開催して、出展に関する説明資料(配置図、コンセント位置などブース資料)を配布・説明すること。
- ・出展者の連絡調整や説明会については、オンラインでの実施も可。

ウ アンケートの実施

- ・支援の効果を計るため、出展者に対してアンケートを出展後2回程度実施し、回収、集計、分析を行うこと。

エ 運営体制

- ・業務を円滑に実施できる十分な運営体制を確保すること。
- ・会期中、常に連絡が取れる人員を1名以上配置すること。
- ・企画・運営の詳細については、福岡市と協議のうえ決定すること。

② 展示商談会におけるステージプログラムの運営支援

福岡市が主催する展示商談会において実施する登壇企業による商品紹介やパネルディスカッション等のステージプログラムについて、円滑な進行が行われるよう運営支援を行うこと。

【出展社数】10社程度(うち、本事業の支援企業 5社程度)

※出展社については、福岡市が選定する。

※出展社は本事業外の企業も含まれる。

【開催時期】 令和8年6月下旬を想定

【場所】東京都

※本展示商談会の開催に係る会場使用料等の費用は、福岡市が負担する。

※出展社は出展に係る費用負担はないものとする。ただし、出展社の旅費及び宿泊費については、出展社の負担とする。

※本業務の実施にあたり受託者が要する旅費、宿泊費その他の必要経費は、本委託費に含むものとする。

【ステージプログラム構成(目安)】

・支援企業によるピッチ 5分程度／社 × 5社程度

・支援企業によるトークセッション 30分程度

※登壇企業は支援企業のうち2社程度を想定

【ステージプログラムに係る業務】

ア シナリオの作成

・司会進行、登壇者紹介、議論の流れ、全体の時間配分等を整理したシナリオを作成すること。

イ 登壇企業への発表準備支援

・登壇企業に対し、発表内容や議論内容が効果的となるよう、必要に応じて助言を行うこと。

・登壇者への段取り説明、プログラム進行に必要な事項を確認すること。

ウ 当日の進行(モデレーション)

・登壇者間の議論を円滑に進めるための進行を行うこと。

・会場設営、受付、音響・映像等の業務は本委託範囲に含まない。

エ 関係者との調整

・ステージプログラムに関する事項について、福岡市および登壇者と必要な範囲で連絡・調整を行うこと。

・展示商談会におけるステージプログラムの運営支援については、福岡市と協議のうえ決定すること。

③ ビジネスマッチングの企画、運営

【開催回数】 1回以上

【支援社数】 3社以上

・支援企業の特長や事業内容・成長段階等を踏まえ、販路開拓につながる効果的なビジネスマッチングを企画・提案すること。

・マッチング先として想定する業種や企業規模、参加企業について提案すること。

・マッチング後は、商談の経過について支援企業ごとのレポートを提出すること。

・効果測定のため、当日及び実施数カ月後を目途にアンケートを実施し、回収、分析を行うこと。

・企画・運営の詳細については、福岡市と協議のうえ決定すること。

(5) 人材の確保・定着支援

【支援社数】 5社以上

- ・脱炭素分野に関心の高い学生・求職者に対し、「採用ブランド」として「環境に配慮した商品・サービスを提供する企業」を強みとした企業の魅力や事業内容を、効果的に伝える情報発信内容および発信手法を企画・提案すること。
- ・支援企業へのヒアリング等を通じて、応募者数、採用者数等の効果測定を行うこと。
- ・支援の詳細については、福岡市と協議のうえ決定すること。

(6) 優良事例の共有

①成果報告会の開催

【開催回数】 1回以上

【参加者数】 100名以上

- ・支援の成果を広く周知する成果報告会について、開催場所、想定参加者、プログラム構成等を含め、効果的な実施内容を企画・提案すること。

②その他

- ・脱炭素ビジネスをけん引するロールモデルの創出や中間層企業の取組み意欲の向上につながる、独自性のある周知方法を企画・提案すること。
- ・詳細については、福岡市と協議のうえ決定すること。

【企画提案に関する共通事項】

- ・本委託業務において示す各支援メニューの開催回数、支援社数等は、最低限求める実施条件の下限を示すものである。
- ・これを上回る実施回数、支援社数、支援内容の深度等については、事業効果の最大化の観点から、委託事業者において具体的に企画・提案すること。
- ・また、CFP算定支援および展示会出展支援における支援企業の一部費用負担の有無および金額については、委託事業者の考え方を明確にした上で提案すること。
- ・提案にあたっては、支援メニューごとに、実施回数、支援社数、支援内容の概要、一部費用負担がある場合はその金額等を整理した一覧表を作成し、全体設計が分かる形の資料も示すこと。

6 事業計画・業務報告等

(1) 事業計画の提出

契約締結後すみやかに事業計画(実施内容、広報計画、実施体制、全体スケジュール等)を策定し、福岡市へ提出すること。なお、詳細は福岡市と協議のうえ決定すること。

(2) 業務報告

事業の進捗状況等について、適宜、福岡市へ報告を行うこと。

(3) 業務完了報告

令和9年3月31日までに事業報告書を作成し、福岡市へ提出すること。

事業報告書の内容等は、事前に福岡市と協議すること。

7 業務実施体制

必要な人員を確保し、委託業務を円滑に実施できる体制を整えること。また、業務遂行責任者を定め、委託業務の進行管理や福岡市との連絡調整を行わせること。

8 業務の適正実施に関する事項

(1)関係法令等の遵守

委託業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。

(2)業務の再委託

福岡市の承諾を得ずに、委託業務の一部を再委託してはならない。第三者へ再委託する場合は、事前に書面で報告し、福岡市の承諾を得ること。

(3)個人情報の保護

福岡市個人情報保護条例や個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(4)守秘義務

業務上知り得た福岡市や企業等の秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合には、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(5)外部サービス利用の有無の確認と適正実施

業務の履行において外部サービスを利用する場合は、以下の要件を満たしたものとすること。

①対象となる外部サービス

事業者等の庁外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供する、この業務に関する情報の保存を伴うクラウドサービス。

(例示)

- ・仮想サーバー、ストレージ、ハイパーバイザー等提供サービス(IaaS)
- ・データベースや開発フレームワーク等のミドルウェア等提供サービス(PaaS)
- ・CRM(顧客管理システム)等のソフトウェア等提供サービス(SaaS)
- ・ChatGPT等の生成AI

②外部サービスの利用要件

参考資料「外部サービスの利用要件確認票」の全ての要件を満たしていることが、契約書、約款、公開資料その他サービス事業者及び受注者からの提供資料により確認できること。

9 その他

(1)契約の締結、委託業務の実施に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。

(2)委託業務の実施にあたっては、福岡市の委託事業であることを意識し、支援先企業等の立場を考慮し、福岡市に対する信用が損なわれないように努めること。

(3)委託業務の実施にあたって、支援先企業等から手数料等の利益を得ないこと。

- (4)委託業務の実施にあたって、福岡市や国・県等の他の公的機関が実施する補助制度についても十分理解し、必要に応じて協力などを行うこと。
- (5)委託業務の実施にあたって、福岡市からの協議や問い合わせ等の求めには速やかに対応すること。
- (6)委託業務に係る各種書類は、実施期間終了後5年間保管すること。
- (7)Web制作物(ロゴ等)及び広報用のチラシデータ等、事業広報用の各種制作物をデータにより福岡市に納品すること。納品の方法については、福岡市と協議すること。
- (8)この委託で制作された物(以下「制作物」という)に係るすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む)は福岡市に帰属するものとし、受注者は、制作物に係る著作権を引渡し時に福岡市に無償で譲渡するものとする。
- (9)福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとし、使用に際しては以下のとおりとする。
 - ①福岡市が制作物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ②福岡市が制作物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③福岡市が「2. 目的」のために制作物を改変(ぼかし、トリミング等の簡易な加工)するとき、受注者はその改変に同意する。
- (10)福岡市が認める場合には、受注者は第三者による画像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。使用に際して、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (11)制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (12)本仕様書及び契約書に定めのない事項については、福岡市と協議を行うこと。